

## 国際契約書のポイント【紛争解決条項(前編+後編)】(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

こちらは、国際契約書のポイント、として、日本企業が、海外の企業と契約をするときに、ここが大事、というポイントをお話するシリーズになります。

そして、今回は、紛争解決条項についてご説明します。

国際契約においては、一般的にはこれが一番大事だと思います。

私も、例えば、お客様から、外国の企業ともめてます、というご相談をお受けしたとき、まず、契約書ありますか、と伺います。そして、契約書を見せていただいた場合、まず、紛争解決条項を見ます。

紛争解決条項というのは、もし契約の当事者の間で紛争が起きた場合、どこの国の裁判所その他の機関で解決します、というのを書く条項のことです。

この点については、しっかりした契約書を締結すればもう紛争は起きないとお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが。

確かに、契約書を詳細にかけば、紛争の可能性は低くなっていきます。しかし、紛争が起きる可能性を完全に0にすることはできません。

例えば、売買契約の例でいえば、売主が契約書に書いていた納期に間に合わなければ、買主から損害賠償請求を受けるかもしれません。その場合、売主としては、いやいや、これは不可抗力なんです、と弁解するかもしれません。そうすると、本当に不可抗力なのか、というのは、最終的には、裁判所といった紛争解決機関が決めることとなります。

こういった場合に、どこで解決しますか、というのが紛争解決条項となります。

例えば、日本企業同士の契約では、「本契約に関して当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。」というような内容の条項になります。

東京地方裁判所と決めたら、東京の企業にとっては楽ですけども、例えば福岡とか北海道の企業からしたら、面倒だし、弁護士を出張させるのも余計な費用がかかってしまいますね。

ただ、日本国内ならまだマシです。

国際契約となると、どっちの国の裁判所で解決するのか、で、ものすごい手間や費用が変わってきてしまいます。

日本の企業にとっては、日本の裁判所で解決しますとできれば、比較的楽かと思います。外国に行かなくてよいし、外国の弁護士を雇う必要もなくなります。

しかし、相手方にとっては日本なんてよく分からないわけですから、日本の裁判所なんて信用できないってことで反対することもあるわけです。

余談ですが、日本は刑事裁判が人質司法と言われていて、世界的に批判されていますので、民事裁判も未開の地と思われることがあるわけです。

私からすれば、日本の裁判官は優秀かつ公平と言いたいところですが、日本をよく知らない外国の人には、そんなのは分からないわけです。

じゃあ、相手方の国でいいよ、そっちに旅行もできるし、なんていう考えもあるかもしれませんが、相手方の国で裁判をするというのは、その国の弁護士も雇わなければならないし、逆に、本当に信頼できるのか、という問題もあります。

そういったことで、双方対立してしまい、お互い譲らないということになりますと、契約も締結できない、ということになってしまいます。

ではそういう場合の妥協案として、どうするかというと、例えば、「2つのやり方があります。

1つは、被告地主義というもので、訴えられた方の国の裁判所などで解決する、という方法です。そうすると訴えるのは面倒なので、紛争もなるべく防げることになります。

もう1つは、第三国の紛争解決機関にする、というものです。

ところで、紛争解決機関としては、裁判所の他に、仲裁機関というのがあります、それはまた後ほど説明しますが、簡単にいえば私的な裁判所です。

例えばシンガポール、香港、韓国などは、地理的にハブ的なところにありますので、第三国としては、うちの仲裁機関にしませんか、なんていうプロモーションをやっています。

こういったやり方でお互い妥協できれば、場所という問題は解決できることになります。

紛争解決機関を決める時に、もう1つ考えないといけないのが、外国の裁判所で出された判決が日本でも使えるのか、または、日本の裁判所の判決が外国でも使えるのか、という問題です。国によっては、日本の裁判所の判決が使えなかったり、その国の裁判所の判決を日本で使えなかったりすることがあります。なお、ここで、「判決を使う」というのは、強制執行をする、ということです。

そして、お互いに判決が使えない可能性がある国の企業と国際契約をするときは、紛争解決機関を仲裁とすることが考えられます。

仲裁というと、「まあまあまあ」といって間に入って話を聞くという調停のイメージがあるかもしれませんが、法律的にはそういうものではなく、先ほど述べたとおり、私的な裁判所というイメージです。

公務員である裁判官ではなく、弁護士やビジネスの専門家が裁判官役、すなわち仲裁員となって、裁判を行うというものです。

ですので、裁判と同じように、証拠を出して立証しないとイケないのです。

そして、裁判と大きく違うのは、原則として、一審しかない、一発勝負なのです。なので、早く解決できるというメリットがあります。

そして、仲裁の大きなメリットは、例えば、日本の裁判所の判決を認めない国でも、仲裁についてのニューヨーク条約というのに加盟している国ですと、日本で行われた仲裁の裁決は認める、すなわち、その国で強制執行ができるということです。

さらに、日本は裁判官が非常に優秀で、かつ中立なのですが、外国によっては審理に異常に時間がかかったり、裁判官が公平ではない、地元を有利にしてしまうような国もあります。

しかし、仲裁はそういうおそれが高いとも言われていて、外国によっては、仲裁の方が信頼されていたりもします。

こうしたことから、紛争解決機関として仲裁にするという条項もよくあります。

紛争解決機関としては、こういった色々なことを検討して、なるべく不利にならないように、できれば有利になるようにする必要があります。